

台風により被災された方へ

平成29年11月

川越市

目次

| | |
|----------------------|----|
| 被災証明書の交付..... | 1 |
| 見舞金の支給..... | 2 |
| <hr/> | |
| 個人住民税の減免..... | 3 |
| 所得税等の軽減・免除等..... | 4 |
| 固定資産税・都市計画税の減免..... | 5 |
| 市税等の徴収猶予..... | 6 |
| <hr/> | |
| 国民健康保険税の減免..... | 7 |
| 後期高齢者医療保険料の減免..... | 8 |
| 介護保険料の減免..... | 9 |
| <hr/> | |
| 利用者負担額（保育料）の軽減..... | 10 |
| 母子父子寡婦福祉資金の償還猶予..... | 11 |
| 育英資金の返済猶予..... | 12 |
| 就学援助費の支給..... | 13 |
| <hr/> | |
| 被災家屋の消毒..... | 14 |
| 浸水の影響を受けた家財等の処分..... | 15 |
| 水道料金等の減免..... | 16 |
| <hr/> | |
| 経営安定資金（知事指定等貸付）..... | 17 |

被災証明書の交付

保険金等の請求をする際に必要な被災証明書の交付を受けることができます。

<対象>

床下浸水、床上浸水等の被害を受けた方

<必要書類>

- 被災証明申請書
- （可能な場合）被害の状況を確認できる写真

<受付方法>

- 担当窓口、高階市民センター
- 担当窓口への郵送

【担当窓口】

〒350-8601

川越市元町1-3-1 川越市役所 1階 福祉推進課

TEL 049-224-5769

見舞金の支給

住居の床上浸水被害を受けた世帯は、5万円の災害見舞金を受けることができます。

<対象>

床上浸水被害を受けた世帯

※申請の手続きは不要です。対象となる方には、御連絡をさせていただきます。

【担当窓口】

〒350-8601

川越市元町1-3-1 川越市役所 1階 福祉推進課

TEL 049-224-5769

個人住民税の減免

お住まいの家屋が床上浸水により被害を受けた場合、その家屋の所有者（賃貸物件の場合は借り主の方）にかかる市・県民税の減免を受けることができます。

<対象>

床上浸水により被害を受けた家屋の所有者（賃貸物件の場合は借り主の方）

<内容>

平成29年度第3期・第4期（給与特別徴収、年金特別徴収については10月分以降）の税額の一部について減免を受けることができます。

<必要書類>

減免申請書

<受付方法>

- 担当窓口、高階市民センター(11/13(月)から受付開始)
- 担当窓口への郵送

<受付期限>

平成29年12月28日

※平成30年1月4日以降に申請いただいた場合は、納期が過ぎていない税額の一部が減免対象となります。

【担当窓口】

〒350-8601

川越市元町1-3-1 川越市役所 2階 市民税課

TEL 049-224-5640

所得税等の軽減・免除等

被害の程度によって、所得税等が軽減・免除される場合や、納税の猶予を受けることができる場合があります。

<対象>

| | | |
|---|----------|------------------------|
| ① | 住宅に対する被害 | (1) 床下浸水でかつ土砂の流入があった場合 |
| | 家財に対する被害 | (2) 床上以上の浸水があった場合 |
| ② | 車両に対する被害 | 浸水被害にあった場合 |

<内容>

所得税等の軽減が図られます。

<必要書類>

①の場合

被災証明

土砂の除去費用など、被害に関連して支出した金額の明細の分かるもの(領収証など)

受取った保険金額が分かるもの(建物を取得した際の契約書など)

②の場合

被災証明

被害に関連して支出した金額の明細の分かるもの(領収証など)

受取った保険金額が分かるもの

車両を取得した際の契約書など

<受付方法>

損失額の計算について、1月に説明会を予定しています。

【受付先】

〒350-8666

川越市大字並木452-2 川越税務署

TEL 049-235-9411

固定資産税・都市計画税の減免

被害を受けた家屋や償却資産に係る固定資産税・都市計画税の税額の一部について減免を受けることができます。

<対象>

- 床上浸水により被害を受けた家屋
- 風水害により損壊した償却資産

<内容>

平成29年度第3期・第4期の税額の一部について減免を受けることができます。

<必要書類>

減免申請書

<受付方法>

- 担当窓口、高階市民センター(11/13(月)から受付開始)
- 担当窓口への郵送

<受付期限>

平成29年12月28日

※平成30年1月4日～2月28日に申請いただいた場合は、第4期のみが減免対象となります。

【担当窓口】

〒350-8601

川越市元町1-3-1 川越市役所 2階 資産税課

TEL 049-224-5642

市税等の徴収猶予

財産に被害を受け、市税等を一時に納付できないときは、1年以内の期間に限り、市税等の徴収の猶予を受けることができます。

<対象>

震災、風水害、火災などにより財産に被害を受け、市税等を一時に納付できない場合

<内容>

猶予期間中は、新たに督促及び滞納処分を受けることはありません。また、猶予期間中の延滞金は免除されます。

<必要書類>

徴収猶予申請書

<受付方法>

- 担当窓口、高階市民センター(11/13(月)から受付開始)
- 担当窓口への郵送

【担当窓口】

〒350-8601

川越市元町1-3-1 川越市役所 2階 収税課

TEL 049-224-5691

国民健康保険税の減免

国民健康保険に加入している世帯の世帯主で、お住まいの家屋が床上浸水の被害を受けた方は、国民健康保険税の減免を受けることができます。

<対象>

国民健康保険に加入している世帯の世帯主で、お住まいの家屋が床上浸水の被害を受けた方

<内容>

災害発生日以降1年以内に納期限を迎える保険税について、減免（所得割額の8割）を受けることができます。

<必要書類>

減免申請書

<受付方法>

- 担当窓口
- 担当窓口への郵送

該当する方には申請書をお送りしますので、必要事項を御記入の上、同封の返信用封筒で、担当課まで郵送してください。

<受付期限>

平成29年12月28日

※平成30年1月4日以降に申請いただいた場合は、納期限が過ぎていない保険税が減免対象となります。なお、平成30年度分の減免については、再度申請が必要です。

【担当窓口】

〒350-8601

川越市元町1-3-1 川越市役所 2階 国民健康保険課

TEL 049-224-5833

後期高齢者医療保険料の減免

お住まいの家屋が床上浸水等の被害を受けた方は、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。

<対象>

- 自己所有の家屋が床上浸水した場合
- 自己所有の家財が損壊などの被害を受けた場合（家財の種類や状況により判断します。）

<内容>

災害発生日以降1年以内に納期限を迎える保険料について、減免（保険料の5割）を受けることができます。

<必要書類>

- 減免申請書
- 被災証明書

<受付方法>

- 担当窓口、高階市民センター(11/13(月)から受付開始)
- 担当窓口への郵送（事前に下記に御連絡ください。）

<受付期限>

平成29年12月28日

※平成30年1月4日以降に申請いただいた場合は、納期限が過ぎていない保険料が減免対象となります。なお、平成30年度分の減免については、再度申請が必要です。

【担当窓口】

〒350-8601

川越市元町1-3-1 川越市役所 2階 高齢・障害医療課

TEL 049-224-5842

介護保険料の減免

床上浸水の被害を受けた方は、介護保険料の減免を受けることができます。

<対象>

- ①床上浸水の被害を受けた方で、生計中心者の前年の合計所得金額が500万円以下の場合
- ②床上浸水の被害を受けた方で、生計中心者の前年の合計所得金額が500万円を超え1,000万円以下の場合

<内容>

- ①の場合 減免事由の発生した月以降6月分に相当する保険料の3/4を減免
- ②の場合 減免事由の発生した月以降6月分に相当する保険料の2/4を減免

<必要書類>

- 介護保険料減免申請書
- 介護保険料減免申請に関する申告書

<受付方法>

- 担当窓口、高階市民センター(11/13(月)から受付開始)
- 担当窓口への郵送(申請書をお送りしますので御連絡ください。)

<受付期限>

平成29年12月28日

【担当窓口】

〒350-8601

川越市元町1-3-1 川越市役所 3階 介護保険課

TEL 049-224-5817

利用者負担額(保育料)の軽減

被害の程度に応じて、利用者負担額(保育料)の減免等を受けることができます。

<対象>

被災証明書の交付を受けた方で、被害額(損害保険等受領額を控除した額)が前年の所得額の10%を超える場合

<内容>

雑損控除の算出方法に準じて試算した市民税所得割課税額又は市民税減免後の市民税所得割課税額を基に再計算した利用者負担額(保育料)となります。

(市民税所得割課税額によっては、利用者負担額(保育料)が変わらない場合があります。)

<必要書類>

- ①利用者負担額軽減申請書又は保育料減免申請書
 - ②災害関係支出の金額を証する書類
 - ③保険金などによる補てん額が分かる書類
- ※②③は後日提出でも可

<受付方法>

- 担当窓口
- 担当窓口への郵送

該当する方には申請書等をお送りしますので、必要事項を御記入の上、同封の返信用封筒で、担当課まで郵送してください。

【担当窓口】

〒350-8601

川越市元町1-3-1 川越市役所 3階

(1号認定こどもに係る利用者負担額)こども政策課 TEL 049-224-6278

(2・3号認定こどもに係る保育料) 保育課 TEL 049-224-5827

母子父子寡婦福祉資金の償還猶予

資金を償還中の方は、支払の猶予を受けることができる場合があります。

<対象>

資金を償還中で、台風による浸水等の被害を受けた方

<内容>

1年間を上限として、償還金の支払が猶予されます。また、猶予期間中は、督促及び滞納処分を受けることはありません。

<必要書類>

猶予申請書

<受付方法>

- 担当窓口
- 担当窓口への郵送

該当する方には申請書をお送りしますので、必要事項を御記入の上、同封の返信用封筒で、担当課まで郵送してください。

【担当窓口】

〒350-8601

川越市元町1-3-1 川越市役所 3階 こども家庭課

TEL 049-224-5821

育英資金の返済猶予

育英資金の返済の猶予を受けることができます。

<対象>

資金を返済中の方で、被災証明書の交付に該当する場合

<内容>

1年間を上限として、返済が猶予されます。

<必要書類>

育英資金返済猶予願

該当する方には猶予願をお送りしますので、必要事項を御記入の上、同封の返信用封筒で、担当課まで郵送してください。

<受付方法>

- 担当窓口
- 担当窓口への郵送

【担当窓口】

〒350-8601

川越市元町1-3-1 川越市役所 東庁舎2階 教育総務課

TEL 049-224-6074

就学援助費の支給

被害が発生したことにより小中学校の就学費の負担が困難になった保護者は、給食費や学用品費の援助を受けることができます。

<対象>

平成28年中の世帯全員の所得額の合計から被害額（損害保険等受領額を控除した額）を差し引いた額が基準額を下回る場合

基準額の目安：

| 世帯人数 | 世帯構成（年齢） | 持家の場合 | 借家の場合の例 |
|------|-----------------------|--------|---------|
| 3人 | 父(38)、母(38)、子(6) | 約296万円 | 約371万円 |
| 4人 | 父(38)、母(38)、子(8)、子(6) | 約369万円 | 約444万円 |

※ 基準額は、世帯の人数、年齢、家賃額等により異なります。

<内容>

給食費、学用品費等の一部の援助を受けることができます。また、就学援助の対象となった場合は、学童保育室の保育料の軽減を受けることができます。

<必要書類>

- ①就学援助費受給申請書
 - ②災害関係支出の金額を証する書類
 - ③保険金などによる補てん額が分かる書類
- ※②③は後日提出でも可

<受付方法>

- 担当窓口、学校事務室、高階市民センター(11/13(月)から受付開始)
- 担当窓口への郵送

【担当窓口】

〒350-8601

川越市元町1-3-1 川越市役所 東庁舎2階 教育財務課

TEL 049-224-6083

被災家屋の消毒

床上・床下浸水等の被害を受けた家屋に対して、消毒を行っています。

<対象>

床上浸水、床下浸水等の被害を受けた家屋

※申請等は不要です。下記担当窓口まで随時お問合せください。

【担当窓口】

〒350-1104

川越市小ヶ谷817-1 川越市保健所 食品・環境衛生課

TEL 049-227-5103

浸水の影響を受けた家財等の処分

災害ごみの特別収集を行っています。

<対象>

浸水被害を受けられた方の災害ごみ

【担当窓口】

〒350-0815

川越市大字鯨井782-3 収集管理課

TEL 049-239-5058

浸水等被害を受けられた方は、災害ごみの持込み手数料が免除されます。

<対象>

東清掃センター又は資源化センターへ自己搬入される方

<内容>

ごみ処理に係る手数料が全額免除されます。

<受付方法>

持込みの際に、窓口にて申請をお願いします。

【担当窓口】

〒350-0815

川越市大字鯨井782-3 環境施設課

TEL 049-239-6901

水道料金等の減免

被災証明書の交付に該当する方は、11月検針分の水
道料金及び下水道使用料の減免を受けることができま
す。

<対象>

- ①被災証明書の交付に該当し、床上浸水の被害を受けた方
- ②被災証明書の交付に該当し、床下浸水の被害を受けた方

<内容>

- ①の場合 使用水量から 10 m³を減量します。
使用水量が減量分未満の場合は、実際の使用水
量分を減量します。
- ②の場合 使用水量から 5 m³を減量します。
使用水量が減量分未満の場合は、実際の使用水
量分を減量します。

<必要書類>

なし

<受付方法>

申請の手続は不要のため、受付はありません。

【担当窓口】

〒350-0054

川越市三久保町20-10 【給水サービス課】 TEL223-3071

【水の窓口】 TEL249-1911

経営安定資金(知事指定等貸付)

市内で被災した中小企業の方を対象とした、災害復旧のために必要な設備及び運転資金の貸付制度です。

<対象>

市内で災害の影響を受け、市の発行する「被災証明」を受けた中小企業者

<内容>

【資金使途】

- 設備資金：災害の復旧に必要な工場、店舗の建設又は機械設備の購入資金等
- 運転資金：災害の復旧に必要な資金

| |
|----------------------------------|
| 限度額：設備・運転資金ともに5,000万円 |
| 利率：年1.1%以内 |
| 期間：設備資金…1年超10年以内 運転資金…1年超7年以内 |
| 償還方法：元金均等月賦償還（2年以内据置） |
| 信用保証：付する（保証料年0.45%～1.59%以内） |

<必要書類>

- (1)埼玉県中小企業制度融資申込書
 - (2)事業税の納税証明書等
 - (3)確定申告書（決算書）の写し（最新2期分）
 - (4)許可書・登録書等の写し
 - (5)埼玉県中小企業制度融資に関する特約書
 - (6)見積書の写し
 - (7)市発行の被災証明書
 - (8)信用保証協会必要書類
- ※(6)は設備資金を申し込む場合に必要

<受付方法>

下記受付先の窓口（郵送不可）

【受付先】

〒350-8510

川越市仲町1-12 川越商工会議所

TEL 049-229-1850